○国土交通省告示第六百九十六号

新島空港、神津島空港及び調布飛行場の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年七月二日　国土交通大臣　金子　一義

一　新島空港

イ　設置者の氏名及び住所　東京都　東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

ロ　空港の名称及び位置　新島空港　東京都大島支庁管内新島村

ハ　変更した事項（変更前の事項については、平成十二年運輸省告示第二百三十九号を参照のこと。）

滑走路

強度　単車輪荷重二・九トン

二　神津島空港

イ　設置者の氏名及び住所　東京都　東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

ロ　空港の名称及び位置　神津島空港　東京都大島支庁管内神津島村

ハ　変更した事項（変更前の事項については、平成十二年運輸省告示第二百四十号を参照のこと。）

滑走路

強度　単車輪荷重二・九トン

三　調布飛行場

イ　設置者の氏名及び住所　東京都　東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

ロ　空港の名称及び位置　調布飛行場　東京都調布市

ハ　変更した事項（変更前の事項については、平成十三年国土交通省告示第百四十三号を参照のこと。）

滑走路

強度　単車輪荷重二・九トン

○国土交通省告示第六百九十七号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第二項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第九百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月二日　国土交通大臣　金子　一義

三を次のように改める。

三　保険等の業務を行う事務所の所在地

イ　東京都港区浜松町二丁目四番一号

ロ　宮城県仙台市青葉区本町二丁目三番十号仙台本町ビル九階

○東北地方整備局告示第七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二日　東北地方整備局長　岡田　光彦

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　四十五号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
岩手県下閉伊郡普代村第一一地割字柏木平一二番九から同村第一六地割字天拝坂一三四番一〇まで	前	A	七・四〇～六八・〇〇（メートル）	四・四六二（キロメートル）	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B	一一・〇〇～一六一・〇〇	二・五四五	
		A	七・四〇～一一・〇〇	四・四六二	
		B・C	一一・〇〇～一六一・〇〇	四・一五〇	

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○中部地方整備局告示第八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年七月二日　中部地方整備局長　佐藤　直良

一　施行者の名称　三重県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第二千三十一号津都市計画及び安濃都市計画下水道事業中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）

三　事業施行期間　自平成九年十二月一日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第百八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十一年七月二日　近畿地方整備局長　木下　誠也

第1　起業者の名称　兵庫県

第2　事業の種類　県道大久保稲美加古川線改築工事（兵庫県加古川市神野町石守字広見地内から同市野口町水足字寸倍石地内まで）

第3　起業地

1　収用の部分　兵庫県加古川市神野町石守字広見及び野口町水足字寸倍石地内

2　使用の部分　兵庫県加古川市神野町石守字広見及び野口町水足字寸倍石地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、兵庫県加古川市神野町石守字広見地内から同市野口町水足字寸倍石地内までの延長176mの区間（以下「本件区間」という。）における「県道大久保稲美加古川線改築工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に規定する都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

県道大久保稲美加古川線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により兵庫県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により兵庫県が道路管理者となることなどから、起業者である兵庫県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本路線は、兵庫県明石市大久保町大窪を起点とし、第二神明道路、県道神戸加古川姫路線、県道宗佐土山線等と連絡し、同県加古川市加古川町篠原に至る延長約18.3kmの幹線道路で、兵庫県南部の東播磨地域を東西に連絡する重要な路線である。

しかしながら、本件区間における県道八幡別府線と平面交差する福沢交差点（以下「本交差点」という。）においては、右折車線が設置されていないため、右折車両が本線に滞留することにより直進車両及び左折車両の進行の障害となっており、車両の円滑な交通に支障をきたしている。平成19年11月に起業者が実施した渋滞長調査によると、本交差点を先頭に、午前中のピーク時には西方向に最大で700m、午後のピーク時には東方向に最大で550mの渋滞長が確認されている。

また、本交差点及びその西側における本路線には、歩車道の区別がなく、路肩も狭いため自転車と自動車の交通が輻輳するなど交通の安全性が著しく低下し、通学等の自転車が絡んだ交通事故が多発している。